次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）	第２章　アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法 １　（略） ２　配合飼料の非フィチン態りんの成分量 （略）
フィターゼの種類 ／ 算出方法	フィターゼの種類 ／ 算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(138)フィターゼ（その１） ／ （略）	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第２の８の(137)フィターゼ（その１） ／ （略）
同(138)フィターゼ（その２の(1)） ／ （略）	同(137)フィターゼ（その２の(1)） ／ （略）
同(138)フィターゼ（その２の(2)） ／ （略）	同(137)フィターゼ（その２の(2)） ／ （略）
３・４　（略）	３・４　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千五百六号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年七月二日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表第一　小麦			
生産地の属する都道府県	銘柄	用途	
北海道～三重県	（略）	（略）	
滋賀県	シロガネコムギ	日本麺の製造用	
	びわほなみ（※）	日本麺の製造用	
	農林六一号	日本麺の製造用	
	ふくさやか	日本麺の製造用	
	ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用	
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用	
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用	

改正前			
別表第一　小麦			
生産地の属する都道府県	銘柄	用途	
北海道～三重県	（略）	（略）	
滋賀県	シロガネコムギ	日本麺の製造用	
	中国一六五号（※）	日本麺の製造用	
	農林六一号	日本麺の製造用	
	ふくさやか	日本麺の製造用	
	ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用	
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用	
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用	